

「太田市営住宅修繕工事店」登録のご案内

募集期間	令和4年4月1日（金）～令和4年4月8日（金） 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで （12時～13時を除く）
申込期間	令和4年4月1日（金）～令和4年4月8日（金） 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで （12時～13時を除く）
登録期間	令和4年5月10日（火）～令和5年3月31日（金）
申込方法	郵送又は持参
申込先	群馬県住宅供給公社 太田支所

- ・詳しくは群馬県住宅供給公社のホームページをご覧ください。
- ・ 期間外、土曜日、日曜日及び祝日の取り扱いはしませんので十分ご注意ください。
- ・ 申込期間以外の申し込みは無効となります。

★「太田市営住宅修繕工事店」登録のご案内★

群馬県住宅供給公社（以下「公社」といいます。）では、公社が管理している太田市営住宅及び附帯施設等について、日常発生する小規模修繕、緊急の修繕及び居住者の退去後、速やかに住戸内を補修する空家修繕を行うため、この度、太田市営住宅修繕工事店（以下「工事店」といいます。）を募集します。

工事店については、居住者の方の住戸内や施設に入り、居住者の方と直接対応しながら、限られた時間・期間内に修繕を完了させなければなりません。また、夜間や休日にも修繕を行っていただくことがあります。工事店の施工状況が、直接居住者の方の生活に影響しますので、経験と技術力、そして、親切で丁寧な対応が要求される仕事です。

また、空家修繕については、1日でも早く入居できるように限られた時間・期間内にきちんと修繕を完了させ、かつ、室内の不具合等が無く快適に生活できるように仕上げなければなりません。

公社では、こうした経験や実績が十分にあり、迅速かつ的確に工事を行うことができる即戦力の事業者を募集し、居住者サービスの向上を図ることとしています。工事店の登録においては、申込者の資格要件を審査し、施工能力等を総合的に判断して登録者を選定するなど、厳正な手続きのもとに行います。

公社への工事店登録をご希望される方は、この募集案内をよくお読みいただき、内容をご理解・ご承諾のうえ、お申し込みいただきますようお願い致します。

1 実施の目的及び期間

(1) 目的

この登録を通じて、修繕の品質確保を図り、公平性・透明性・迅速性の高い発注内容とすることを目的としております。

(2) 期間

令和4年5月10日（火）～令和5年3月31日（金）

2 修繕の区分

修繕の区分は、次のとおりです。

(1) 小規模修繕

- ・ 日常発生する住宅内及び建物の小破損部分の修繕
- ・ 団地内の通路、塀、縁石、樹木倒木等の小破損部分の修繕

(2) 緊急修繕

- ・ 給水管、排水管及び給湯管等の破損修理
- ・ 断水、停電及び塀の倒壊等の修理
- ・ 業務時間外の修繕

(3) 空家修繕

- ・ 居住者の退去後、速やかに住戸内を補修（塗装、内装、建具修繕、クリーニング等）する修繕

3 業務の範囲

工事店の業務の範囲は、次のとおりです。

(1) 50万円未満の修繕

(2) 太田市営住宅及び附帯施設等（別紙 市営住宅一覧のとおり。）の修繕

4 業務の内容

工事店の業務は、次のとおりです。

(1) 雨漏り及びその他住宅等の小破損部分の修繕

(2) 給水管、給湯管及び排水管の破損等の緊急修繕

- (3) 断水、停電、塀の倒壊等の緊急修繕
- (4) 迅速性を要する修繕
- (5) 台風、地震時等の待機、及び災害復旧等修繕に係る対応
- (6) 業務時間外の修繕対応
- (7) 退去後の空家修繕
- (8) その他公社が協力を要請する業務

5 申し込み資格要件

工事店の申し込みには、申し込み時点において、次の条件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 令和4年4月1日現在、太田市の入札参加資格者名簿（建設工事、物品・役務、小規模契約希望者）に登載されている業者であること。
- (2) 申し込みを行う本支店等において、次のとおり施工体制が整っていること。
 - ① 技術職員の中から施工責任者を選任し、その者が実際に工事の監督を行うことができること。
 - ② 常雇いの技能工等がいること。
 - ③ 公社の営業時間中、公社との連絡体制が確保されていること。
 - ④ 緊急時の要請に対し原則60分以内に当該団地に到着できる者であること。
 - ⑤ 建築・土木、管、電気、電気通信及び消防施設の工事店は、**休日、年末年始及び夜間等24時間2名以上が緊急の連絡に対し対応できる体制が整備できる者であること。**
 - ⑥ 貯水槽清掃の工事店は、群馬県健康福祉部食品安全局衛生食品課の登録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)を受けている者であること。
 - ⑥ 産業廃棄物の処理（一次保管含む）を適正に行うことができること。
- (3) 公社が提示する修繕単価の範囲内で修繕を適正に行うことができること。
- (4) 「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報保護の措置を講じることができること。

(注) 登録予定者の方については、登録の際に「個人情報の適切な取扱いについての誓約書」を提出していただきます。
- (5) 監督官庁からの業務停止命令の期間中でないこと。
- (6) 災害時において、応急対応ができること。
- (7) 法令等により許可・資格・届出等が義務付けられているものについては、当然にその許可等を有していること。

6 申し込みができない方

(1) 「5 申し込み資格要件」を満たしていない方又は次の各項目のいずれか一つに該当する方は、工事店への申し込みができません。

また、後日、これらの事実が明らかになったときは、その時点で申し込みの取り消し又は登録の解除を行います。

- ① 経営不振により業務の履行が不可能な者
- ② 代表者、役員及び職員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員である場合

(2) 申し込みは、法人の代表者又は役員が他の法人の代表者又は役員を兼ねている場合、その中の一つに限ります

7 工事店登録の概要及び募集業種等

(1) 工事店登録の概要

- ① 工事店登録は、「建築・土木」、「管」、「電気」、「電気通信」、「防水」、「造園」、「建具」、「内装」、「塗装」、「畳」、「鍵」、「給水施設」、「消防施設」、「貯水槽清掃」、「管渠等清掃」、「害虫駆除」の業種とします。

*登録は、複数業種の登録可

- ② 公社職員、公社緊急受付センター及び市役所日直からの電話又は修繕工事依頼書により依頼される修繕を行います。
- ③ 夜間、休日等に緊急修繕等があるため、時間外でも対応できる体制を整えていなければなりません。
- ④ 修繕の依頼については、修繕が発生する毎に順次工事店に依頼します。

※年間修繕件数は修繕件数一覧に掲載

(2) 募集業種及び業務区分

業 種	業 務 区 分
建 築・土 木	建築工事及び団地内の道路陥没修繕、遊具破損修繕、団地案内板設置、車止め柵設置、フェンス修繕・取替等
管	給排水衛生設備修繕
電 気	電気設備修繕
電気通信	団地内のテレビ共聴及び電波障害に係る修繕
防 水	屋上、外壁、ベランダ、浴室等の防水修繕
造園	樹木剪定等業務委託及び団地内の整備(除草等)及び樹木の害虫駆除
建具	玄関扉、サッシ、木製建具、手摺等の調整及び修繕
内装	クロス、襖紙及び障子紙の貼替等

塗装	室内外の壁の塗装
畳	畳表、畳床の取替等
鍵	各種建具の錠前交換等
給水施設	圧送ポンプ、揚水ポンプ及び付属機器類の修繕
消防施設	消防設備の修繕
貯水槽清掃	貯水槽（受水槽、高架水槽）の清掃
管渠等清掃	給排水設備の清掃
害虫駆除	住戸内外の消毒、鳥獣の駆除、白蟻駆除 等

(3) 工事店の申し込み

工事店の申し込みは、1業者につき、複数業種に申し込みをすることができます。

8 申込方法

(1) 工事店登録をされる方は、「太田市営住宅修繕工事店」登録申請書に、必要事項を記入のうえ、次のとおり、申込期間内に郵送又は持参し申し込んでください。

申込期間 : 令和4年4月1日(金)～令和4年4月8日(金)

申込方法 : 郵送(消印有効)又は持参による申し込み

注) 郵送の場合は、簡易書留等の配達記録の残るもので郵送するようお願いいたします。

期間外及び土日の取り扱いはしませんので十分ご注意ください

申込期間以外の申し込みは無効となります。

申し込み及び : 〒373-8718

問い合わせ先 群馬県太田市浜町2番35号(太田市役所9F)

(9時～16時) 群馬県住宅供給公社 太田支所

0276-30-2011

* 必要に応じ、年度途中において、追加募集することもあります。

(2) 後日、書類審査結果を文書にてお知らせします。

9 添付書類

申し込みには、次の(1)から(4)の添付書類が必要ですので、申込書に添えて提出してください。

添付書類の提出がない場合には、失格とします。

(1) 貯水槽清掃の工事店を希望される場合には、群馬県健康福祉部食品安全局衛生食品課の登録(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)を受けていることが分かる書類の写し。

※ ご不明な点がございましたら、公社までご連絡ください。

(2) 太田市営住宅修繕に対する、受付から修繕完了までの職員配置表

(3) 単価同意書

(4) 個人情報保護の措置に関する誓約書

1 0 登録方法

工事店の登録は、次のとおり行います。

- (1) 申込書類等により申込者の資格要件を審査します。
審査結果については、令和4年5月13日（金）頃に申込者全員に郵送で通知します。
また、公社ホームページに掲載致します。
- (2) 登録予定者を対象に、公社が別途定める単価に同意された方を工事店登録します。
- (3) 登録期間は、令和4年5月10日から令和5年3月31日までとします。
ただし、工事店登録を予定する者が指名停止期間中にある場合、当該期間中は修繕の依頼をしません。
- (4) 申込みから登録までの間に「1 2 登録の解除」に該当することとなった場合は、登録になりません。

1 1 修繕の依頼

工事店への依頼は、次のとおり行います。

- (1) 小規模修繕及び緊急修繕については、発生毎に順次、公社職員、公社緊急受付センター及び太田市役所日直から電話等により修繕の依頼を行い、その後、公社職員から「修繕工事依頼書」をFAX送信します。
- (2) 空家修繕については、発生毎に順次、公社職員から「空家修繕箇所調査書兼修繕工事依頼書」をFAX送信します。
- (3) 「修繕工事依頼書」による工事等の検査については、管理人若しくは居住者による確認、又は公社職員による現場での確認若しくは写真での確認とします。
- (4) 夜間・休日は、「公社緊急受付センター」、「太田市役所日直」又は「公社職員」が依頼します。
- (5) 修繕の発注の頻度は、修繕発生毎に該当する業種の業務区分毎に順次工事店に依頼しますので、各業種において一様になりませんので、あらかじめご了承ください。
また、業務の実施状況が不良な場合には、口頭又は「改善指導書」により指導又は注意を行い、発注を控えることがあります。
- (6) 修繕の依頼については、工事店が群馬県または太田市の工事発注における指名停止または取引停止を受けた場合、その指名停止または取引停止期間中は行いません。

1 2 登録の解除

次に該当する場合には、登録期間中であっても工事店登録を解除することがあります。

- (1) 工事店の業務の遂行が著しく不良（正当な理由がなく工事の受注を拒んだ場合を含む。）であると認められるとき、又は改善指導を2回受けたとき

- (2) 工事店登録における申し込み内容に虚偽があるとき
- (3) 談合事件により公正取引委員会の行政処分を受けたとき
- (4) 贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき
- (5) 3か月以上の指名停止または取引停止を受けたとき、又は3か月未満の指名停止または取引停止を受けた場合で工事店の業務を継続することがふさわしくないと認められるとき
- (6) 倒産等経営不振により業務の履行が不可能になったとき
- (7) 工事店が登録の解除を申し出たとき
- (8) 工事店が建設業法その他の法令に違反していることが判明したとき
- (9) 代表者、役員及び職員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員である場合に該当することが判明したとき。

別 紙

市営住宅一覧

(令和4年4月1日現在)

No	名 称	所 在 地	構 造	棟数	戸数	駐車場	集会所
1	新井市営住宅	太田市新井町	中層耐火4階	7	152	194	有
2	強戸市営住宅	太田市成塚町	中層耐火3階	7	78	78	有
3	蕨川東市営住宅	太田市台之郷町	中層耐火3・4階	9	66	66	有
4	龍舞市営住宅	太田市龍舞町	中層耐火3・4階	4	52	52	有
5	牛沢市営住宅	太田市牛沢町	中層耐火3階	8	96	101	有
6	岩瀬川市営住宅	太田市岩瀬川町	中層耐火3階	4	45	61	有
7	石原市営住宅	太田市石原町	木造2階	14	80	98	有
8	高原市営住宅	太田市台之郷町	木造2階	14	80	121	有
9	鳥之郷市営住宅	太田市鶴生田町	木造1・2階	20	95	56	有
10	東別所市営住宅	太田市東別所町	中層耐火4・5階	8	272	298	有
11	熊野市営住宅	太田市熊野町	中層耐火3・4・5階	3	56	56	有
12	新牛沢市営住宅	太田市牛沢町	中層耐火4・5階	3	96	96	有
13	宝泉市営住宅	太田市宝町	中層耐火3・4階	10	278	278	有
14	蕨川市営住宅	太田市台之郷町	中層耐火5階	3	70	70	有

15	大島市営住宅	太田市大島町	中層耐火5階	6	150	185	有
16	浜町市営住宅	太田市浜町	耐火2階	2	8	8	—
17	矢場市営住宅	太田市矢場新町	中層耐火4階	5	88	99	有
18	葦川南市営住宅	太田市台之郷町	中層耐火3階	7	84	84	有
19	飯塚市営住宅	太田市飯塚町	中層耐火3階	3	48	48	有
20	成塚市営住宅	太田市成塚町	中層耐火3階	13	138	138	有
21	富沢市営住宅	太田市富沢町	中・高層耐火 4・7 階	18	291	291	有
22	東本町市営住宅	太田市東本町	高層耐火9階	1	36	36	有
23	新島市営住宅	太田市新島町	中層耐火3階	1	22	22	有
24	本陣市営住宅	太田市本町	高層耐火7階	1	40	—	—
25	東長岡市営住宅	太田市東長岡町	木造2階	28	56	112	有
26	まちなか市営住宅	太田市浜町	高層耐火 12 階	1	40	—	—
27	新田木崎市営住宅	太田市新田木崎町	中層耐火3階	2	48	48	—
28	新田上田中市営住宅	太田市新田上田中町	中層耐火3・4階	2	48	48	—
29	粕川市営住宅	太田市粕川町	中層耐火4階	5	104	140	—
30	岩松市営住宅	太田市岩松町	中層耐火4階	2	48	81	—
31	軽浜市営住宅	太田市亀岡町	木造2階	7	27	45	—
32	三島市営住宅	太田市山之神町	木造1・2階	7	33	49	—
33	熊野改良住宅	太田市熊野町	中層耐火5階	2	50	50	有
34	葦川改良住宅	太田市台之郷町	中層耐火5階	2	60	60	有
35	特公賃 岩瀬川住宅	太田市岩瀬川町	中層耐火3階	1	9	9	有
36	再開発住宅	太田市本町	中層耐火4階 高層耐火8階	2	30	23	—
37	新井東住宅	太田市新井町	簡易耐火平屋	4	16	—	—
38	小規模改良住宅	太田市市場町	簡易耐火2階	1	2	—	—
39	鳥之郷南市営住宅	太田市大島町	木造平屋・2 階	16	66	80	—

太田市営住宅の修繕例

以下は、各業種における修繕工事の代表的な例です。

建築・土木

- ・住戸内板の間張替及び修繕
- ・住戸内床落ち修繕
- ・住戸内敷居修繕及び取替
- ・浴室扉等木部下部分等修繕
- ・住戸内段差解消修繕
- ・吊り戸棚落下及び脱落修繕
- ・ベランダ内の鳩糞清掃、消毒及び鳩網設置
- ・住棟内アプローチ手摺段差解消
- ・住棟内廊下等勾配不良調整
- ・外壁剥離落下修繕
- ・屋上ドレン清掃
- ・雨樋（廊下等雨水管）修繕
- ・ノンスリップタイル修繕
- ・道路陥没補修
- ・遊具破損補修
- ・看板設置
- ・車止め柵修繕及び設置
- ・フェンス修繕及び設置
- ・無断退去住戸内片付け整理
- ・事故住宅内片付け整理
- ・被災住宅の応急及び復旧修繕
- ・台風、落雷等による待機及び対応
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他公社から依頼された修繕

管

- ・排便管漏水等修繕
- ・洋風便器、洗面器、洗濯パン等衛生器具修繕
- ・洗浄管漏水等修繕
- ・洗浄装置内部金物修繕及び取替
- ・排水管漏水修繕（階下住戸への被害状況確認を含む。）

- ・排水管詰まり修繕（外構、縦管等）
- ・排水トラップ漏水等修繕（ワントラップ修繕を含む。）
- ・給水管漏水等修繕（階下住戸への被害状況確認を含む。）
- ・給湯管漏水等修繕（階下住戸への被害状況確認を含む。）
- ・屋外給水管漏水等修繕（屋外埋設、P S 内等）
- ・屋外排水管破損修繕及び勾配不良等修繕（屋外埋設、P S 内）
- ・屋外排水桝修繕
- ・断水対応（受水槽周り給水装置等の点検及び修繕）
- ・受水槽及び高架水槽オーバーフロー等対応（定水位弁、ボールタップ等調整及び修繕）
- ・各種給水栓不良修繕
- ・赤水発生原因調査
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外サービスセンターからの発注への対応
- ・台風、落雷等による待機及び対応
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他会社から依頼された修繕

電気

- ・インターホン、不良調査修繕
- ・換気扇、レンジフード、排気不良調査修繕
- ・住戸内照明器具等不点灯修繕
- ・スイッチ、コンセント等不良修繕
- ・分電盤不良による調査修繕
- ・絶縁不良等漏電調査修繕
- ・引き込み開閉器盤不良による調査修繕
- ・断水対応（制御盤点検修繕、リレー関係等修繕）
- ・電極棒の不良による断水又はオーバーフロー処理修繕
- ・共用灯不点灯修繕（器具取替え、管電球取替え）
- ・外灯不点灯補修（器具取替え、管電球取替え）
- ・非常用照明器具不点灯修繕
- ・自動点滅器不良修繕
- ・自動火災報知器発報による調査修繕
- ・感知器、不良調査修繕
- ・避雷針、不良調査修繕
- ・台風、落雷等による待機及び対応
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他会社から依頼された修繕

電気通信

- ・テレビ受信不良修繕（テレビ共聴施設等点検修繕）
- ・住戸内直列ユニット、不良調査修繕
- ・台風、落雷等による待機及び対応
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他公社から依頼された修繕

防水

- ・屋上からの雨漏り調査修繕
- ・外壁からの雨漏り調査修繕
- ・窓回りからの雨漏り調査修繕
- ・ベランダからの雨漏り調査修繕
- ・浴室床からの階下住戸への漏水調査修繕
- ・屋上ドレン清掃
- ・台風等による待機及び対応
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他公社から依頼された修繕

造園

- ・樹木剪定等業務
- ・樹木伐採、抜根処理
- ・枯損木処理
- ・障害樹木処理
- ・樹木害虫駆除
- ・空地、のり面及び柵内草刈り
- ・風除破損による調査処理
- ・台風による待機及び倒木等の処理
- ・その他公社から依頼された修繕

建具

- ・鋼製建具開閉不良による建付調整
- ・アルミ建具開閉不良による建付調整
- ・木製建具開閉不良による建付調整、修繕及び取替
- ・防火扉等共用鋼製建具建付調整及び腐食修繕
- ・鋼製手摺腐食修繕

- ・その他会社から依頼された修繕

内装

- ・襖、障子紙張替え及び襖、障子取替
- ・壁、天井等の清掃及びクロス貼替
- ・床クッションフロアー修繕及び貼替
- ・その他会社から依頼された修繕

塗装

- ・壁、天井等の清掃及び塗装
- ・その他会社から依頼された修繕

畳

- ・畳の表替え及び取替え
- ・その他会社から依頼された修繕

鍵

- ・玄関戸、錠前交換等
- ・住戸内アルミ戸錠前交換等
- ・物置戸錠前交換等
- ・ポンプ室、機械室等の建具錠前交換等
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他会社から依頼された修繕

給水施設

- ・給水施設修繕（制御盤、圧送ポンプ、揚水ポンプ等）
- ・断水対応（受水槽周り給水装置等の点検及び修繕）
- ・受水槽及び高架水槽オーバーフロー等対応（制御盤点検及び修繕）
- ・台風、落雷等による待機及び対応
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他会社から依頼された修繕

消防施設

- ・消防設備修繕（避難ハッチ、消火器、自動火災報知設備、防火戸、連結送水管等）
- ・非常警報ベル発報による解除及び原因調査
- ・自動火災報知設備不良による調査補修
- ・感知器不良による調査補修

- ・赤色灯（連結送水管、消火栓表示灯等）不良による調査補修
- ・防火扉煙感知器作動不良による調査補修
- ・非常用照明器具不点灯修繕
- ・台風、落雷等による待機及び対応
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他公社から依頼された修繕

貯水槽清掃

- ・貯水槽内に汚れ水が進入した場合等の清掃（受水槽、高架水槽）
- ・その他公社から依頼された修繕

管渠等清掃

- ・汚水管及び枳清掃
- ・雑排水管及び枳清掃
- ・台風、落雷等による待機及び対応
- ・夜間、休日、年末年始等における時間外修繕の対応
- ・その他公社から依頼された修繕

害虫駆除

- ・住宅内害虫駆除
- ・事故住宅等の消毒
- ・有害鳥獣駆除
- ・白蟻防除
- ・樹木害虫駆除
- ・その他公社から依頼された修繕

年間修繕件数一覧

以下は、各業種における過去の実績からの予想件数です。

	業種	年間修繕件数
空家修繕	建築・土木、管、電気、建具、内装、塗装、鍵 ・あき家住宅の調査 ・床、壁、天井等の清掃、塗装又は張替え ・敷居、鴨居等の破損部分の補修又は取替え ・建具等の破損部分の補修、張替え又は取替え ・新規入居住宅鍵更新 ・給水衛生、電気、ガス設備等の点検、補修又は取替 ・残置物等の撤去及び室内清掃	年間約180件
小規模修繕及び緊急修繕	建築・土木	年間約 130件
	管	年間約 300件
	電気	年間約 200件
	電気通信	年間約 50件
	防水	年間約 40件
	造園	年間約 60件
	建具	年間約 80件
	内装	年間約 50件
	塗装	年間約 50件
	畳	年間約 20件
	鍵	年間約 50件
	給水施設	年間約 25件
	消防施設	年間約 40件
	貯水槽清掃	年間約 10件
	管渠等清掃	年間約 100件
害虫駆除	年間約 30件	